

第1章 事業概要

1-1. 沖縄市(水道)の概要	7
1-2. 平成28年度事業概要	10
1-3. 水道事業の推移	12
1-4. 水道料金・加入金の変遷	14

1-1. 沖縄市(水道)の概要

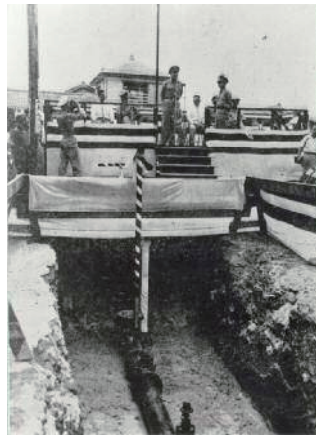
～通水50周年(2008年)までのあゆみ～ 沖縄市水道通水50周年記念誌より

沖縄市のあらまし

沖縄市は沖縄本島のほぼ中央部に位置し、人口14万人を有する中部地域の中心都市であり、本島南北圏域への交通結節点として、重要な役割を果たしている。市域面積49km²のうち約34.5%の17km²を米軍基地が占める本市は、戦後広大な嘉手納基地を背景に基地の門前町として基地経済に支えられ、急速な発展を遂げてきたまちである。

水道事業のあゆみ

沖縄市水道事業は沖縄戦終結から13年後に開始し、通水に至るまで実に4年間の胎動を経た。創設当初、米軍の水道政策など幾多の困難を経て、今日まで50余年の歴史を歩んできたが、その間、多くの先人達の労苦があり、これを抜きにしては本市水道事業を語ることはできない。



通水式・1958年(昭和33年)6月19日

(米軍送水管とコザ市配水管との接続工事が完了し、通水式が行われた。沖縄市水道通水1日目となる。通水式は、バージャー民政官の指揮のもと執り行われ、音楽隊やラジオ放送など進行は米軍主導で行われた。場所は一番街前胡屋バス停付近。)

上水道が布設される以前は、集落の井泉や個人所有の井戸水のほか、個人経営の簡易水道、米軍の公用共同栓に依存していた。



泡瀬コースモ:井戸を利用する人々(泡瀬復興期成会提供)

旧コザ市では1958年8月のセンター区への給水を皮切りに、1961年8月の八重島区への給水開始で、市内全域への給水体制が整い、旧美里村は1963年1月の吉原・宮里・大里地域での給水開始に水道事業の大きな飛躍が期待された。

当時の給水装置工事は、手押しのリヤカーに鉛管や穿孔機を積み込んでの移動で、道路の掘削もツルハシやスコップ等を用いての作業は過酷を極めた。



配水管布設工事(諸見里)



配水管布設工事(八重島)



給水装置工事(上地)

当時の水道工事の様子(1959年)

旧コザ市では各地域への給水工事に並行して分岐点を次々に新設し、増加する水需要に対応していた。水道普及率が50%を超えた1963年5月、72年ぶりの大干ばつでは、延べ206日に及ぶ給水制限を実施し、米軍基地から市民への給水が行われた。



照屋地域への給水の様子(1963年)

(当時のコザ市は、緊急給水用として米軍車両を借用し、瑞慶覧基地から飲料水を各地域に給水した。)

1967年7月、水道事業に市町村公営企業法を適用し、独立採算企業として運営を開始。1968年11月には現市役所隣接地に庁舎を移し業務を開始した。



初代水道庁舎

1974年4月1日、旧コザ市と旧美里村の合併により「沖縄市」が誕生し水道事業も引き継いだ。全市的な安

定供給が急がれ、配水管網の整理・統合や出水不良地域の解消などのほか簡易水道から上水道への移管も積極的に行った。嘉手納基地への給水問題も1975年7月に解決した。



合併調印式の様子

1981年の長期渇水は“326日の給水制限”となり、多方面に大きな混乱を起こした。こうした問題の解決に配水池(本市初の配水池が1983年完成)やポンプ場施設等の整備を行い、並行して分岐点の統廃合なども行った。また、維持管理業務に、1979年からは専従調査員を配置して漏水防止作業の強化を図ってきた。



長期渇水で干上がった瑞慶山ダム(現倉敷ダム)

1988年6月、通水30年の節目を迎えた。水問題シンポジウム『水-21世紀へのメッセージ』を開催し、数多くの提言がなされた。1989年2月の給水制限は、4月の全面給水まで夜間8時間の給水制限や隔日24時間の給水制限がとられた。



沖縄市通水30周年記念式典(沖縄市民会館)・1988年6月

1991年6月に水資源有効利用功労者表彰事業をスタート。通水35周年目の1992年4月には水道部から水道局へ移行した。1994年6月には知花・松本簡易水道が34年間の歴史を閉じ、給水普及率が100%となった。

1996年度からは水道モニター制度がスタートし、1997年には「'97雨水フェアinおきなわ」を開催した。



(「考えよう、活かそう、雨水の有効利用」のテーマで雨水フェア全国大会を沖縄市で行った。雨水の有効利用により水資源確保に努める目的で開催した。)

1998年は通水40周年。記念式典のほか配水池壁面壁画の表彰、記念誌も発刊した。また、これまでの活動(水資源有効利用功労者表彰事業)が評価され沖縄タイムス賞(自治賞)を受賞した。



沖縄市通水40周年記念式典(沖縄市民会館)・1998年6月19日

1999年3月に八重島第2配水池(本市5池目)が完成。これにより渇水や地震等の災害時対応や給水の安定性が更に高まった。2000年3月、「沖縄市水道事業基本計画書」を発刊し、今後の施策展開の指標となる基礎を確立した。1991年以来の水道週間行事「水資源有効利用功労者表彰事業」が評価され、国土庁(当時)水資源功績者表彰を授賞した。



国土庁水資源功績者表彰(東京)2000年8月

2002年、沖縄市美里に新庁舎が完成し3月から業務開始。新時代に相応しい効率的な事業運営と市民サー

ビスの提供に努めている。同年5月には約27年間続いた米軍との基地給水契約を解除し、一般市民と同様の給水事業協定を締結した。同年7月からはコンビニエンスストアでの水道料金の徴収を全国17社に拡大、また昼食時間帯の窓口業務を開始するなど市民サービスの向上に努めている。



新庁舎外観と計装監視室

2007年度は耐震構造の胡屋配水池(本市6池目)を建設し、胡屋・仲宗根町地域での水の安定供給を可能にするとともに、大地震等災害時の応急給水拠点として緊急用水確保が可能になった。

2008年度は通水開始から半世紀の節目を迎える年となり、記念式典・祝賀会を挙行了。また、需要者へ日頃の感謝を込めて、県内で活躍しているアーティストによる記念コンサートを開催し大好評を博した。



沖縄市通水50周年記念式典(NBCホール)・2008年7月4日

沖縄市通水50周年(2008年)までのあゆみ
(2009年3月発行、沖縄市水道通水50周年記念誌より)

1-2. 平成28年度事業概要

●業務状況

前年度と比較すると給水戸数、給水人口、ともに増加しました。ただし、年間総給水量は541,991m³減少、有収水量は507,983m³減少しています。これにより、給水収益も前年度に比べ158,810,185円減少しております。

区分	単位	平成27年度	平成28年度	比較増減	増減率(%)
給水戸数	戸	59,603	60,780	1,177	1.97
給水人口	人	140,816	141,543	727	0.52
年間総給水量	m ³	18,788,933	18,246,942	-541,991	-2.88
有収水量	m ³	18,102,540	17,594,557	-507,983	-2.81
給水収益	円	3,371,210,896	3,212,400,711	-158,810,185	-4.71

●工事状況

建設改良工事により、安全で安心な水道水を安定的に供給できる施設整備を推進しました。今後も新設、改良工事を行い、災害などの緊急時に対応できるよう耐震化整備を推進し、水道の安心・強靱・持続を図ります。

区分	平成28年度
工事	国庫補助事業4工区、単独事業6工区
配水管延長	8,082m
総工費	460,450,263円

●財務状況

収益的収支については、収支差引129,012,896円の純利益となりました。一方、資本的収支については収支差引が-3,701,678,222円(資本的支出のうち、4,219,000円は賞与引当金計上によるものであるため減額する)となり、不足分については、過年度分損益勘定留保資金などで補てんしました。

収益的収支 (単位:円)

区分	平成28年度
水道事業収益	3,506,054,562
水道事業費用	3,377,041,666
収支差引(純利益)	129,012,896

資本的収支 (単位:円)

区分	平成28年度
資本的収入	130,458,263
資本的支出	3,832,136,485
収支差引(不足額)	-3,701,678,222

補てん財源内訳 (単位:円)

区分	平成28年度
減債積立金	88,097,064
建設改良積立金	487,476,028
当年度分消費税資本的収支調整額	41,783,760
過年度分損益勘定留保資金	2,811,287,931
当年度分損益勘定留保資金	273,033,439
合計	3,701,678,222

※資本的支出のうち、4,219,000円は賞与引当金計上によるものであるため減額する。

●その他

中部市町村水道事業技術研究会を開催

平成28年度中部市町村技術研究会を沖縄市が事務局となり開催しました。この研究会は、水道事業の直面する技術的諸問題について研究、討議、意見交換を行い、問題の解決や市民サービスの向上を図ることを目的として毎年中部圏の市町村で持ち回りで開催しています。今年は9事業体24名が参加し議論を交わしました。



サモア独立国へ職員を派遣

平成28年10月6日から約1ヵ月間、JICAよりプロジェクトの派遣要請を受け、サモア独立国へ職員1名を派遣しました。3度目となる今回の派遣ではアラオア給水区における配水量分析の実施体制及び実施状況に関する改善・提言を行い、分析結果を踏まえた無収水削減目標値の設定や配水圧管理、無収水削減計画の策定支援等を行いました。



熊本地震災害派遣

平成28年4月14日(木)熊本県熊本地方を震央とする震度7の大地震が発生。九州各地において水道管の破損や漏水が多発し、7県34市町村445, 857戸が断水するという甚大な被害を受けました。

沖縄市水道局は、日本水道協会の災害支援要請を受け、平成28年4月23日(土)から5月4日(水)までの12日間、職員6名と緊急修繕車両1台を宇土市に派遣し、水道管の修繕作業や漏水調査、給水活動などの災害復旧活動に尽力しました。



平成28年度中部圏域水道事業体合同訓練

平成28年11月25日にうるま市水道部庁舎にて平成28年度中部圏域水道事業体合同訓練が行われました。

訓練は、沖縄県太平洋近海にて地震発生したことを想定し、被災状況及び応援に関して情報伝達訓練を行いました。



1-3. 水道事業の推移

区分	単位	昭和49年度	平成4年度	平成5年度	平成6年度	平成7年度	平成8年度
行政人口	人	95,492	111,824	113,197	115,066	116,512	117,828
行政世帯数	戸	24,115	35,641	36,377	37,222	38,023	38,865
行政区域内人口	人	95,492	112,924	114,412	116,205	117,645	118,733
行政区域内世帯数	戸	24,115	35,989	36,764	37,585	38,353	39,153
給水人口	人	89,514	111,889	113,471	116,205	117,645	118,733
給水戸数	戸				37,585	38,353	39,153
普及率	%	93.74	99.08	99.18	100.00	100.00	100.00
給水柱数	柱	21,826	33,315	33,840	34,717	35,310	35,825
年間給水量	m³	10,685,460	18,744,272	18,455,491	18,720,109	18,871,424	18,398,452
		10,295,669	14,634,291	15,004,882	14,973,496	15,041,934	15,263,575
一日最大給水量	m³	31,527	53,688	54,129	53,229	56,217	52,962
一日平均給水量	m³	29,275	51,354	50,563	51,288	51,561	50,407
一人一日最大給水量	ℓ	338	384	383	386	375	375
一人一日平均給水量	ℓ	315	358	362	353	349	352
年間有収水量	m³	8,143,584	17,254,666	16,931,595	17,514,882	17,773,520	17,301,143
		7,753,793	13,144,685	13,480,986	13,749,269	13,944,030	14,166,266
有収率	%	76.21	92.05	91.74	93.56	94.18	94.04
一日最大有収水量	m³	25,020	55,230	54,605	56,449	60,338	57,665
一日平均有収水量	m³	22,311	47,273	46,388	47,986	48,562	47,400
一人一日最大有収水量	ℓ	269	370	392	385	418	406
一人一日平均有収水量	ℓ	237	322	325	324	324	327
年間有効水量	m³	8,145,399	17,680,288	17,383,344	17,957,006	18,220,487	17,745,692
有効率	%	76.23	94.32	94.19	95.92	96.55	96.45
一日配水能力	m³	52,828	66,136	66,136	66,663	68,064	68,180
送・配水管総延長	m	166,777.46	417,371.39	433,542.55	442,969.55	461,723.68	470,884.98
配水管総延長	m	166,777.46	414,088.89	430,260.05	438,699.05	454,839.18	464,000.48
送水管総延長	m	0.00	3,282.50	3,282.50	4,270.50	6,884.50	6,884.50
消火栓総基数	基	416	762	757	773	761	764
職員数	人	77	71	71	71	70	65

区分	単位	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
行政人口	人	132,264	133,096	133,762	134,555	135,363	136,330
行政世帯数	戸	49,882	50,846	51,684	52,494	53,393	54,434
行政区域内人口	人	133,451	134,256	134,932	135,746	136,560	137,587
行政区域内世帯数	戸	50,330	51,289	52,136	52,959	53,865	54,936
給水人口	人	133,451	134,256	134,932	135,746	136,560	137,587
給水戸数	戸	50,330	51,289	52,136	52,959	53,865	54,936
普及率	%	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
給水柱数	柱	40,857	41,185	41,401	41,859	42,260	42,925
年間給水量	m³	18,823,312	18,848,154	18,278,935	18,559,078	18,456,998	18,332,146
		15,659,596	15,506,242	15,515,702	15,507,053	15,316,379	15,403,699
一日最大給水量	m³	54,198	55,199	55,794	55,919	55,457	68,407
一日平均給水量	m³	51,712	51,498	50,079	50,847	50,567	50,088
一人一日最大給水量	ℓ	348	411	413	411	406	497
一人一日平均給水量	ℓ	322	316	315	313	307	306
年間有収水量	m³	18,162,407	18,386,106	17,612,557	17,889,933	17,989,215	17,872,246
		14,998,693	15,044,194	14,849,324	14,837,908	14,848,596	14,943,799
有収率	%	96.49	97.55	96.35	96.39	97.47	97.50
一日最大有収水量	m³	53,795	52,302	51,421	52,366	51,644	51,217
一日平均有収水量	m³	49,760	50,235	48,254	49,014	49,286	48,831
一人一日最大有収水量	ℓ	335	328	326	319	318	315
一人一日平均有収水量	ℓ	308	306	302	299	298	297
年間有効水量	m³	18,328,675	18,554,442	17,785,731	18,059,947	18,160,567	18,049,127
有効率	%	97.37	98.44	97.30	97.31	98.39	98.46
一日配水能力	m³	62,300	62,900	63,400	63,900	66,300	68,407
送・配水管総延長	m	541,254.80	545,017.40	547,690.40	550,819.61	552,112.26	555,636.14
配水管総延長	m	532,363.80	534,893.40	537,566.40	540,695.61	540,983.26	545,512.14
送水管総延長	m	8,891.00	10,124.00	10,124.00	10,124.00	11,129.00	10,124.00
消火栓総基数	基	850	850	875	884	891	900
職員数	人	57	55	53	54	52	53

平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
118,978	120,798	122,356	124,255	125,762	127,183	128,635	130,117	131,292
39,921	41,082	42,283	43,545	44,720	45,716	46,798	47,944	48,939
119,926	121,876	123,423	125,382	126,906	128,392	129,865	131,394	132,511
40,223	41,426	42,623	43,904	45,085	46,101	47,190	48,415	49,393
119,926	121,876	123,423	125,382	126,906	128,392	129,865	131,394	132,511
40,223	41,426	42,623	43,904	45,085	46,101	47,190	48,415	49,393
100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
36,317	36,776	37,265	37,604	38,141	38,678	39,498	39,868	40,466
18,672,789	19,475,469	19,000,704	18,967,132	18,909,875	18,384,854	18,665,567	17,794,303	18,022,812
15,344,146	15,798,362	15,760,856	15,751,343	15,710,277	15,238,776	15,474,039	14,880,833	15,252,165
53,813	55,756	53,904	53,305	53,886	52,098	53,747	50,495	52,410
51,158	53,357	51,773	51,965	51,666	50,369	50,722	48,752	49,378
380	385	368	360	358	340	347	326	337
351	355	349	344	338	325	324	310	315
17,515,399	18,153,530	17,964,116	17,909,801	17,947,426	17,737,298	18,007,137	17,453,037	17,651,307
14,186,756	14,476,423	14,724,268	14,694,012	14,747,828	14,591,227	14,815,616	14,539,574	14,880,667
93.80	93.21	94.54	94.43	94.91	96.48	96.47	98.08	97.94
53,391	52,771	51,776	51,627	52,145	52,288	52,171	51,210	51,917
47,987	49,736	49,082	49,068	49,171	48,595	49,200	47,817	48,360
357	350	346	349	352	344	336	324	332
324	325	326	321	318	311	312	303	308
17,958,114	18,607,917	18,437,110	18,373,910	18,425,112	18,197,850	18,477,479	17,612,713	17,816,549
96.17	95.55	97.03	96.87	97.44	98.98	98.99	98.98	98.86
68,203	68,203	68,204	61,800	62,400	62,900	63,500	64,000	64,500
476,627.15	502,139.70	498,154.76	515,495.42	524,700.47	523,401.35	529,832.41	535,135.33	539,266.18
468,307.65	493,166.20	498,154.76	506,776.42	515,981.47	514,682.35	521,105.41	526,401.33	530,532.18
8,319.50	8,973.50	8,973.50	8,719.00	8,719.00	8,719.00	8,727.00	8,734.00	8,734.00
762	761	741	753	769	776	777	813	834
65	65	64	65	63	61	61	60	59

平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
137,167	137,483	138,126	139,544	140,127
54,913	55,637	57,537	59,065	60,172
138,362	138,663	139,310	140,816	141,543
55,391	56,115	58,030	59,603	60,780
138,362	138,663	139,310	140,816	141,543
55,391	56,115	58,030	59,603	60,780
100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
43,410	44,043	44,908	45,774	46,478
18,387,761	18,557,247	18,368,468	18,788,933	18,246,942
15,334,311	15,466,400	15,260,865	15,431,604	15,449,203
62,835	59,972	62,974	61,351	61,127
50,377	50,842	50,325	51,336	49,992
454	432	452	435	431
304	306	300	299	299
17,897,047	17,889,350	17,735,600	18,102,540	17,594,557
14,843,597	14,798,503	14,627,997	14,745,211	14,796,818
97.33	96.40	96.55	96.35	96.42
52,938	52,171	52,613	51,493	51,376
49,033	49,012	48,591	49,460	48,204
317	312	311	297	311
294	292	288	286	286
18,078,360	18,080,727	17,897,817	18,259,283	17,745,813
98.32	97.43	97.44	97.18	97.25
68,407	68,407	68,407	68,407	68,407
558,198.29	563,388.63	565,386.63	569,363.43	570,804.34
548,074.29	553,264.63	555,262.63	559,239.43	560,680.34
10,124.00	10,124.00	10,124.00	10,124.00	10,124.00
908	913	915	921	932
52	52	50	51	49

[注意事項]

- ①水色枠の数字は民間地域のみの使用量である。
- ② 行政区域内人口は、昭和50年度から平成3年度まで行政人口＋外国人推計人口、平成4年度以降は行政人口＋外国人登録人口で算出。
- ③ 1日あたりの水量は暦日数で除して算出した。
- ④ 一日最大給水量は、平成18年度までは嘉手納基地水量を按分後の月別配水量を受水日数で除した最大値平成19年度からは計装システムで計測された実測最大値から嘉手納基地水量を按分した値、平成23年度からは、計装システムで計測された実測値(嘉手納基地水量は按分しない)
- ⑤平成21年度から職員数は、水道事業管理者(特別職)を除く。
- ⑥ 一日配水能力は、平成22年度までは予測値、平成23年度からは過去の一最大給水量最大値とする。

1-4. 水道料金・加入金の変遷

実施	種別	用途別	口径別	基本水量	料金	従量料金(1m ³ につき)	県企業局 料金改定		
昭和49年 4月1日		家事用		8m ³ まで	340円	40円	昭和47年5月 @17.84円		
		営業用		8m ³ まで	480円	100m ³ まで62円、200m ³ まで53円、300m ³ まで43円、 301m ³ 以上40円			
		公衆浴場用		100m ³ まで	2,470円	40円			
		官公署用		8m ³ まで	340円	40円			
		学校用		0.12m ³ ×職員児童数	基本水量×25円	40円			
		慈善用		1m ³ につき	25円				
		臨時給水用		1m ³ につき	77円				
		量水器使用料		1個1カ月につき	60円				
昭和50年 7月9日 平均値上率 86.25%	専用栓給水装置	公一 衆 浴 場 用 用	13mm・16mm	8m ³ まで	540円	一般用8m ³ を超え20m ³ まで	80円		
			20mm	8m ³ まで	770円				
			25mm・30mm	8m ³ まで	940円	20m ³ を超え100m ³ まで	85円		
			40mm	8m ³ まで	1,850円				
			50mm・75mm	8m ³ まで	2,505円	100m ³ を超える分	87円		
			100mm以上	8m ³ まで	9,505円	公衆浴場用	45円		
	臨時用		1m ³ につき	140円					
	私設消火栓 演習用		1個1回10分間ごとに	1,000円					
	加入金	13mm・16mm 12,000円	20mm 31,000円	25mm・30mm 50,000円	40mm 152,000円	50mm 225,000円	75mm以上 管理者が別に定める額	昭和50年7月 @35.60円 値上率99.55%	
	※量水器使用料廃止								
昭和53年 1月25日 平均値上率 41.35%	専用栓給水装置	公一 衆 浴 場 用 用	13mm・16mm	8m ³ まで	640円	一般用8m ³ を超え20m ³ まで	90円		
			20mm	8m ³ まで	980円	20m ³ を超え50m ³ まで	115円		
			25mm・30mm	8m ³ まで	1,200円	50m ³ を超え100m ³ まで	130円		
			40mm	8m ³ まで	2,700円	100m ³ を超え500m ³ まで	140円		
			50mm・75mm	8m ³ まで	4,600円	500m ³ を超える分	150円		
			100mm以上	8m ³ まで	15,000円	公衆浴場用	65円		
	臨時用		1m ³ につき	200円					
私設消火栓 演習用		1個1回20分以内につき	1,500円						
昭和56年 9月26日 平均値上率 20.09%	専用栓給水装置	公一 衆 浴 場 用 用	13mm・16mm	8m ³ まで	690円	一般用8m ³ を超え20m ³ まで	110円		
			20mm	8m ³ まで	990円	20m ³ を超え50m ³ まで	145円		
			25mm・30mm	8m ³ まで	1,250円	50m ³ を超え100m ³ まで	160円		
			40mm	8m ³ まで	2,700円	100m ³ を超え500m ³ まで	170円		
			50mm・75mm	8m ³ まで	4,600円	500m ³ を超える分	180円		
			100mm以上	8m ³ まで	15,000円	公衆浴場用	70円		
臨時用		1m ³ につき	250円						
私設消火栓 演習用		1個1回20分以内につき	1,500円						
昭和61年 3月11日	加入金	13mm・16mm 12,000円	20mm 31,000円	25mm・30mm 50,000円	40mm 152,000円	50mm 225,000円	75mm 600,000円	100mm 1,020,000円	
昭和61年 6月19日	連合専用給水装置	使用水量を各戸(世帯)が均等に使用したものとみなし、戸(世帯)別に専用栓給水装置・一般用の口径13ミリメートルの料金を適用して算出した料金							
平成5年 6月1日 平均値上率 39.45%	専用栓給水装置	一般用	13mm	8m ³ まで	865円	0m ³ を超え8m ³ まで	138円		
			20mm	8m ³ まで	1,215円	(口径40mm以上に適用)			
			25mm	8m ³ まで	1,555円	8m ³ を超え20m ³ まで	152円		
			40mm	基本水量なし	3,065円	20m ³ を超え50m ³ まで	178円		
			50mm	基本水量なし	5,320円	50m ³ を超え100m ³ まで	200円		
			75mm	基本水量なし	11,320円	100m ³ を超え300m ³ まで	236円		
			100mm	基本水量なし	18,810円	300m ³ を超える分	283円		
			150mm以上	基本水量なし	51,950円				
	公衆浴場用		基本料金は一般用のメーター口径に準ずる		1m ³ につき	110円			
	船舶・臨時用				1m ³ につき	350円			
連合専用給水装置	一戸(世帯)につき基本料金は設置メーターまたは引き込み管口径による口径別料金を適用する。この場合の料金算定の基礎となる使用水量は、各戸均等に使用したものとす。								
集中検針用	一般用適用								

実施	種別	用途別	口径別			料金	従量料金(1m ³ につき)				県企業局 料金改定	
			13mm	20mm	25mm		40mm	50mm	75mm	100mm		
平成26年 4月1日	加入金	13mm	20mm	25mm	40mm	50mm	75mm	100mm				
		11,500円	29,500円	47,500円	146,500円	218,000円	583,000円	991,000円				
		150mm	200mm以上 管理者が別に定める額									
平成26年 5月1日 平均値下率 2.59%	専用 栓給水 装置	一般用	13mm	8m ³ まで	830円	0m ³ を超え8m ³ まで (口径40mm以上に適用)		130円				
			20mm	8m ³ まで	1,170円							
			25mm	8m ³ まで	1,500円	8m ³ を超え20m ³ まで	145円					
			40mm	基本水量なし	2,970円	20m ³ を超え50m ³ まで	172円					
			50mm	基本水量なし	5,160円	50m ³ を超え100m ³ まで	194円					
			75mm	基本水量なし	10,980円	100m ³ を超え300m ³ まで	228円					
			100mm	基本水量なし	18,240円	300m ³ を超える分	283円					
		150mm以上	基本水量なし	51,950円								
		公衆浴場用		基本料金は一般用のメーター口径に準ずる				1m ³ につき	100円			
		船舶・臨時用						1m ³ につき	350円			
連合専用給水装置		一戸(世帯)につき基本料金は設置メーターまたは引き込み管口径による口径別料金を適用する。この場合の料金算定の基礎となる使用水量は、各戸均等に使用したものとす。										
集中検針用		一般用適用										

消費税導入(平成元年5月1日)により、水道料金及び加入金は現行料金表に100分の103を乗じて得た額とする。1円未満の端数が生じた場合は切り捨てるものとする。
平成3年4月1日より消費税は一旦廃止。
平成7年4月1日より再び消費税導入、水道料金及び加入金は現行料金表に100分の103を乗じて得た額とする。
消費税法改定に伴い平成9年4月1日より水道料金及び加入金は現行料金表に100分の105を乗じて得た額とする。なお1円未満の端数が生じた場合は切り捨てるものとする。
消費税法改定に伴い平成26年4月1日より加入金、平成26年5月1日より水道料金にそれぞれ現行料金表に100分の108を乗じて得た額とする。なお1円未満の端数が生じた場合は切り捨てるものとする。

